

福生市議会だより

FUSSA

No.181

発行 福生市議会
平成23年10月25日

〒197-8501 福生市本町5番地
☎042 (551) 1511 (代表)
☎042 (551) 1523 (ダイヤルイン)

平成23年 第3回定例会

平成22年度決算を認定

平成23年11月から福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例が施行されます！

主な内容

可決された案件	2面
平成22年度決算審査	3面
一般質問	4~6面
委員会の審査	7面
特別委員会活動	8面

本会議の経過

平成23年第3回定例会は、9月5日から9月30日まで26日間の会期で開催され、18人の議員が一般質問を行った後、条例の制定・一部改正、補正予算、各部会計決算、行政委員の任命・選任等21議案、委員会提出議案1件と、陳情4件などの審議が行われました。

▼1日目(5日)は、一般質問の通告者が18人、通告時間が20時間5分であること、議案を付託する委員会の開催日数等を勘案して、定例会の会期を26日間と決定しました。続いて、5人の議員が、

住宅政策について、円高による福生市の影響について、都市計画道路3・4・7号線通称富士見通りについて、学校教育にサードパスについてなど市政全般にわたる内容の一般質問を行いました。

1日目に続き、6人の議員が、安全安心まちづくりについて、都市計画道路・多摩橋通り及び産業道路の延長工事について、都市基盤整備について、障害者基本法の一部を改正する法律について、福生市次世代育成支援行動計画について、横田基地

の委員会に付託されました。続いて、平成22年度福生市一般会計決算認定、各特別会計決算認定5件について、提案理由の説明がなされ、所管の委員会に付託されました。さらに、新たに提出された陳情2件は、所管の委員会に付託し審査されることになりました。

委員提出議案第3号
都民のための食肉処理場を整備するまで八王子食肉処理場の継続的運営を求める意見書

現在、東京都には、都立芝浦屠場があるが、この施設は、都内の零細畜産農家の経営実態に合っていないため、都内の零細畜産農家は、八王子市内にある都内唯一の民営と畜場である八王子食肉処理場を利用することで、安定的な畜産経営を続けている。そのような中、東京都は「八王子食肉処理場は、TOKYO Xを初めとする肉及び乳廃用牛の出荷先として、都内畜産農家にとって重要な施設である。」として「都内畜産農家経営の安定を図るため、八王子食肉処理場協同組合による処理場運営の支援及び新たな食肉処理場の整備について検討する。」ことを目的として、畜産農家を有する19市町と関係団体から成る八王子食肉処理場運営協議会を設置して、平成15年から検討をしているが結論に達していない状況である。一方、八王子食肉処理場は、施設等を八王子市が賃貸しており、平成24年3月で満了となるが、万一、八王子食肉処理場が運営されなくなると、都内の零細畜産農家は経営存続の危機となる。



▲敬老大会(23.9.11)



▲全面開園した福生南公園

▼4日目(8日)は、3日目に引き続き、6人の議員が、立川断層などの活動活性化について、公会計制度改革について、福生市観光案内所について、敬老の日を迎えて、放射性廃棄物の処理について、入札制度についてなどの一般質問を行いました。

▼5日目(30日)は、本定例会の最終日で4日目に各委員会へ付託された市長提出議案17件を可決・認定し、陳情書1件を採択。新たに市長から提出された行政委員の任命・選任など4議案は、委員会の付託を省略し、即決で同意等となりました。また、委員会提出議案「都民のための食肉処理場を整備するまで八王子食肉処理場の継続的運営を求める意見書」は、委員会付託を省略し、即決で可決となりました。

このことから、東京都の責務として、八王子食肉処理場運営協議会へ、都民のための食肉処理場の整備を早急に検討するよう強く求める。

1 東京都の推奨で経営しているTOKYO Xを守ることも多摩地区の畜産農家の保護のため、八王子食肉処理場の継続的運営を求めること。
2 都立芝浦屠場に投入している予算のうち、東京都産畜産の取り扱い割合に応じた額を、八王子食肉処理場の整備に割り当てること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(提出先 東京都知事)



▲敬老大会(23.9.11)



▲全面開園した福生南公園

その後、市長提出議案「福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例」を初め、11議案の提案理由の説明がなされ、所管

の委員会に付託されました。続いて、平成22年度福生市一般会計決算認定、各特別会計決算認定5件について、提案理由の説明がなされ、所管の委員会に付託されました。さらに、新たに提出された陳情2件は、所管の委員会に付託し審査されることになりました。

委員提出議案第3号
都民のための食肉処理場を整備するまで八王子食肉処理場の継続的運営を求める意見書

現在、東京都には、都立芝浦屠場があるが、この施設は、都内の零細畜産農家の経営実態に合っていないため、都内の零細畜産農家は、八王子市内にある都内唯一の民営と畜場である八王子食肉処理場を利用することで、安定的な畜産経営を続けている。そのような中、東京都は「八王子食肉処理場は、TOKYO Xを初めとする肉及び乳廃用牛の出荷先として、都内畜産農家にとって重要な施設である。」として「都内畜産農家経営の安定を図るため、八王子食肉処理場協同組合による処理場運営の支援及び新たな食肉処理場の整備について検討する。」ことを目的として、畜産農家を有する19市町と関係団体から成る八王子食肉処理場運営協議会を設置して、平成15年から検討をしているが結論に達していない状況である。一方、八王子食肉処理場は、施設等を八王子市が賃貸しており、平成24年3月で満了となるが、万一、八王子食肉処理場が運営されなくなると、都内の零細畜産農家は経営存続の危機となる。

(提出先 東京都知事)